

特指第513号
令和2年3月4日

県立特別支援学校長 殿

岡山県教育庁特別支援教育課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための県立特別支援学校における
臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業については、令和2年2月28日付け、教政教第646号「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について（通知）」で通知したところですが、県立特別支援学校における令和2年3月9日（月）以降の対応について、次のとおりとしましたので、適切に対応願います。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があります。

記

1 対象期間

令和2年3月9日（月）～学年末休業の開始日まで

※卒業式等の関係で、預かり対応ができない日を除く。

2 対応

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で児童生徒等の居場所を確保できない場合、次のとおり、学校において児童生徒等を預かる対応をとる。

- ・預かりは、原則として終日とする。
- ・スクールバスは、可能な範囲で運行する。
- ・寄宿舎は、可能な範囲で開舎する。（舎食は実施しない。）
- ・医ケアは、看護師の勤務状況を考慮し、可能な範囲で対応する。
- ・弁当持参の対応とする。（給食は実施しない。）